

(訓練様式第7-1号)人材開発支援助成金(特定訓練コース・一般訓練コース)経費助成の内訳【裏面】

【提出上の注意】

- 1 欄は、年間職業能力開発計画(訓練様式第3-1号)()と対応した年間計画番号(団体等の場合は訓練実施計画番号)を記入してください。
- 2 欄は、年間職業能力開発計画(訓練様式第3-1号)()と対応した訓練コースの名称を記入してください。
()事業主団体等が申請する場合は、(団体型訓練)訓練実施計画書(訓練様式第3-2号)
- 3 欄は、訓練の形態について当てはまるものに☑をつけてください。複数の形態を組み合わせる訓練の場合は、当てはまるもの全てに☑をつけてください。
- 4 欄は、「人材開発支援助成金(特定訓練コース・一般訓練コース)年間職業能力開発計画」(訓練様式第3-1号)の6欄に記入した、専門実践教育訓練の教育訓練講座の指定番号を記入してください。
- 3 5-3欄は、OFF-JTにかかる経費助成額の算出を行います。OFF-JTに要した経費から算出した経費助成額を経費助成限度額と比べ、少額である方が経費助成額になります。
 - (1) 事業内訓練で助成対象となる経費は、部外講師の謝金、部外講師の旅費、施設・設備の借上げ費、教科書・教材費、訓練コースの開発費です。、を合計した額に、(助成対象労働者数÷総受講者数)の値と助成率(助成率表参照)を乗じて算出します。なお、認定実習併用職業訓練については、事業主が自ら運営する認定職業訓練により訓練を実施する場合のみ助成対象となる経費を記入してください。ただし、下記【その他】1に該当する場合は、助成対象となる経費を記入しないでください。
 - (2) 事業主団体等が申請する場合、助成対象となる経費は、部外講師の謝金、部外講師の旅費、施設・設備の借上げ費、カリキュラム開発作成費、社会保険労務士等に支払った手数料(構成事業主の助成金の手続きを代行等するために社会保険労務士等に支払った手数料)です。いずれも、事業主団体等自身及び傘下の構成事業主に依頼したものは対象外です。なお、受講料収入がある場合、当該受講料収入は算定対象となる合計額から除いてください。事業主団体等が申請する場合は、助成対象労働者の割合は記入不要です。
また、外部の教育訓練施設等に支払う受講料等については、「事業外訓練」の欄に計上してください。
 - (3) 事業外訓練で助成対象となる経費は、入学金・受講料・教科書代等(あらかじめ受講案内等で定められているものに限る)です。
下記【その他】1~4に留意してください。
 - (4) 対象訓練に関連した特定職業能力検定・キャリアコンサルティングを計画時の実訓練時間数に計上して実施した場合は、それらに要した経費及び消費税について対象経費となります。
 - 1 「助成対象労働者」とは、「訓練別の対象者一覧」(訓練様式第4号)に記載した対象労働者であって、訓練コースの実訓練時間数(認定実習併用職業訓練のOJTについては総訓練時間数のうちOJTの時間数)の8割以上出席した者のことをいいます。
 - 2 「総受講者数」とは、助成対象労働者以外の受講者を含めた、訓練コース全体の受講者数のことをいいます。
 - 3 (助成対象労働者数÷総受講者数)の値は、総受講者に対する助成対象労働者の割合です。
 - 4 「訓練コースの開発費」とは、学校教育法第83条の大学、第115条の高等専門学校、第124条の専修学校又は第134条の各種学校に職業訓練の訓練コース等を委託して開発した場合に要した費用及び当該訓練コース等の受講に要した費用をいいます。

【その他】

- 1 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等については、助成対象となりません。なお、広域団体認定訓練助成金を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となります。
- 2 都道府県の職業能力開発施設が実施している訓練等(高度職業訓練及び生産性向上人材育成支援センターが実施するものを除く)の受講料、教科書代等は助成対象となりません。
- 3 人材開発支援助成金(団体型訓練)訓練実施計画書(訓練様式第3-2号)を労働局に提出している事業主団体等が実施する訓練等の受講料、教科書代等は、助成対象となりません。
- 4 官庁(国の役所)主催の研修等の受講料、教科書代等は助成対象となりません。

特定訓練コース

【中小企業事業主】

	OFF-JT				OJT	
	資金助成額 (1人1コース1時間あたり)		経費助成率 (1人1コースあたり)		実施助成額 (1人1コースあたり)	
	生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合	
特定訓練コース	760円	(割増分) 200円	45%	(割増分) 15%	20万円	(割増分)5万円
労働生産性向上訓練						
若年人材育成訓練						
熟練技能育成・承継訓練						
認定実習併用職業訓練						

【大企業事業主】

	OFF-JT				OJT	
	資金助成額 (1人1コース1時間あたり)		経費助成率 (1人1コースあたり)		実施助成額 (1人1コースあたり)	
	生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合	
特定訓練コース	380円	(割増分) 100円	30%	(割増分) 15%	11万円	(割増分)3万円
労働生産性向上訓練						
若年人材育成訓練						
熟練技能育成・承継訓練						
認定実習併用職業訓練						

【事業主団体等】

	OFF-JT
	経費助成率 (1人1コースあたり)
特定訓練コース	45%

一般訓練コース

【事業主】

	OFF-JT			
	資金助成額 (1人1コース1時間あたり)		経費助成率 (1人1コースあたり)	
	生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合	
一般訓練コース	380円	(割増分) 100円	30%	(割増分) 15%

【事業主団体等】

	OFF-JT
	経費助成率 (1人1コースあたり)
一般訓練コース	30%